K_{16} ＝ 0.0184
K_{17} ＝ 0.01971
K_{18} ＝ 0.0237
K_{19} ＝ 0.0237
K_{20} ＝ 0.02384
K_{21} ＝ 0.02297
K_{22} ＝ 0.02252
K_{23} ＝ 0.02214
K_{24} ＝ 0.02216
K_{25} ＝ 0.02236
K_{26} ＝ 0.02260
K_{27} ＝ 0.02192
K_{28} ＝ 0.0207
K_{29} ＝ 0.0208
K_{30} ＝ 0.02052
$K_{令元}$ ＝ 0.02018
$K_{令2}$ ＝ 0.02068
$K_{令3}$ ＝ 0.00933
$K_{令4}$ ＝ 0.01257
$K_{令5}$ ＝ 0.00570
$K_{令6}$ ＝ 0.00817
$K_{令7}$ ＝ 0.01226

L　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地

K_{16} ＝ 0.0184
K_{17} ＝ 0.0248
K_{18} ＝ 0.0237
K_{19} ＝ 0.0237
K_{20} ＝ 0.02386
K_{21} ＝ 0.02298
K_{22} ＝ 0.02254
K_{23} ＝ 0.02215
K_{24} ＝ 0.02220
K_{25} ＝ 0.02242
K_{26} ＝ 0.02271
K_{27} ＝ 0.0202
K_{28} ＝ 0.0207
K_{29} ＝ 0.0209
K_{30} ＝ 0.02054
$K_{令元}$ ＝ 0.02021
$K_{令2}$ ＝ 0.01102
$K_{令3}$ ＝ 0.00935
$K_{令4}$ ＝ 0.00452
$K_{令5}$ ＝ 0.00570
$K_{令6}$ ＝ 0.00817

L　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成６年３月31日付け鉄財第98号、自治企一第37号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成６年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の６月１日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

M　地下鉄事業続特例債及び昭和58年度から平成２年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地